

チャレンジ鹿児島労働局（20年7月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13-21

TEL 099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

6月の有効求人倍率は0.57倍で

前月を0.01ポイント下回る

鹿児島県の6月の有効求人倍率（季節調整値）は0.57倍（前月0.58倍）と、前月を0.01ポイント下回り、また、新規求人倍率（季節調整値）は0.82倍と前月を0.12ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比13.3%の減で、5か月連続で減少しました。

産業別では、飲食店・宿泊業（21.8%増）が4か月連続の増となったものの、卸売・小売業（36.0%減）、建設業（21.5%減）、製造業（7.9%減）、医療・福祉（7.5%減）などいずれも減少となりました。

新規求職者数は前年同月比3.6%の増と、再び増加に転じました。

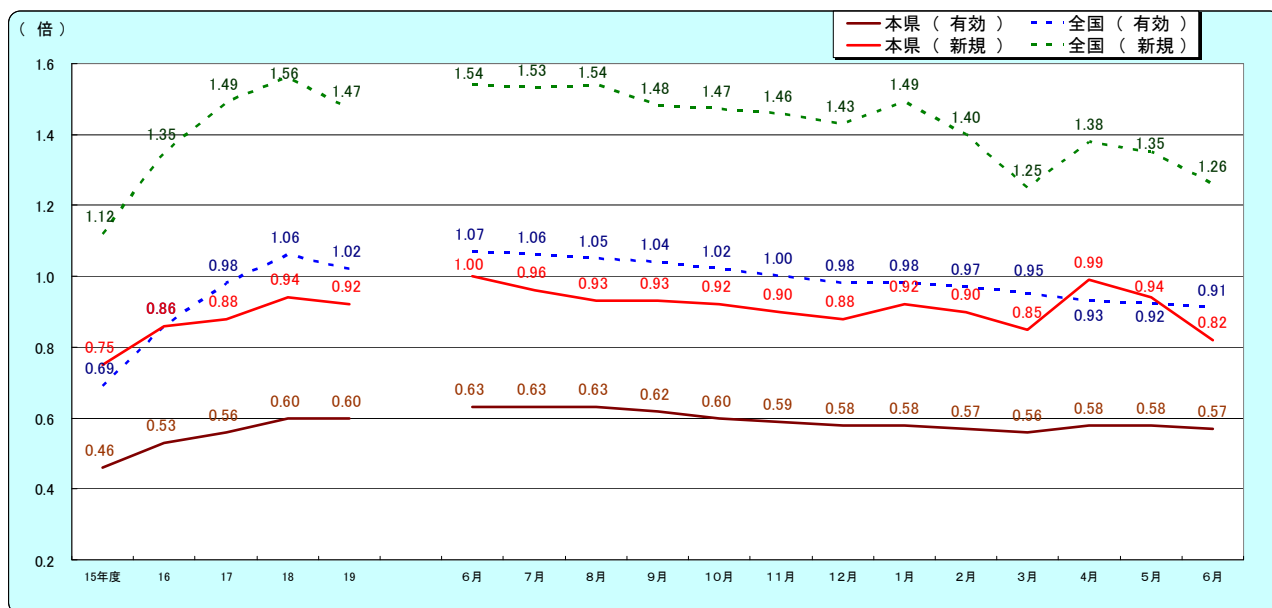
新規常用求職者の態様別では、在職求職者（19.4%増）は12か月連続で増加し、離職求職者は、0.7%の微増となり、また、無業求職者（0.2%増）もわずかながら増に転じました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者（6.3%増）は増加に転じ、自己都合離職者（3.0%減）は4か月連続の減となりました。

今後の雇用失業情勢については、中小企業を中心に景況感が低下している中で、新規求人は弱含みで推移すると思われる、今後とも注視していく必要があります。一方、新規求職者は雇用保険受給者が減少傾向にある中で、在職者や団塊の世代等の求職は増加が予想されることから、全体としては同水準か、やや減少傾向で推移するものと思われます。

鹿児島労働局では今後も求人確保対策を中心に、求人情報の提供と職業相談の充実に努めてまいります。

有効（新規）求人倍率の推移



（職業安定部職業安定課）

「鹿児島労働安全衛生大会」を7月1日に開催

1日から始まった全国安全週間に合わせ、7月1日（火）に鹿児島市の鹿児島市民文化ホールで、県内各事業場の代表者、安全衛生担当者及び関係労働者ら約800名が参加し、鹿児島労働安全衛生大会を開催しました。

大会では、安全衛生管理活動の優秀な事業場及び団体・個人の表彰並びに福田 賢治氏（維新ふるさと館館長）による特別講演「天璋院篤姫」等が行われました。



《特別講演》

熱中症の予防対策の徹底について

全国的に例年、夏季において建設業、林業などの屋外作業を中心に熱中症が発生し、毎年20名前後の死亡災害が発生しております。

熱中症とは、高温環境のもとでエネルギー消費量の多い労働や運動をしている時、熱放散が不十分なために体内に熱がうっ積して、体温が上昇し、体温調節機能が失われ、仕事や運動を続けることができず、昏睡、意識不明となる状態を言います。

症状としては、体温の異常上昇（直腸温で40度C以上）、全身的な発汗停止とそれによる乾熱皮膚、めまい、悪心、嘔吐、強い頭痛、精神錯乱、昏睡、反射の低下、筋痙攣などの精神や中枢神経障害が出てきますが、ただちに体の冷却などの緊急処置をしなければ死に至ることもあります。

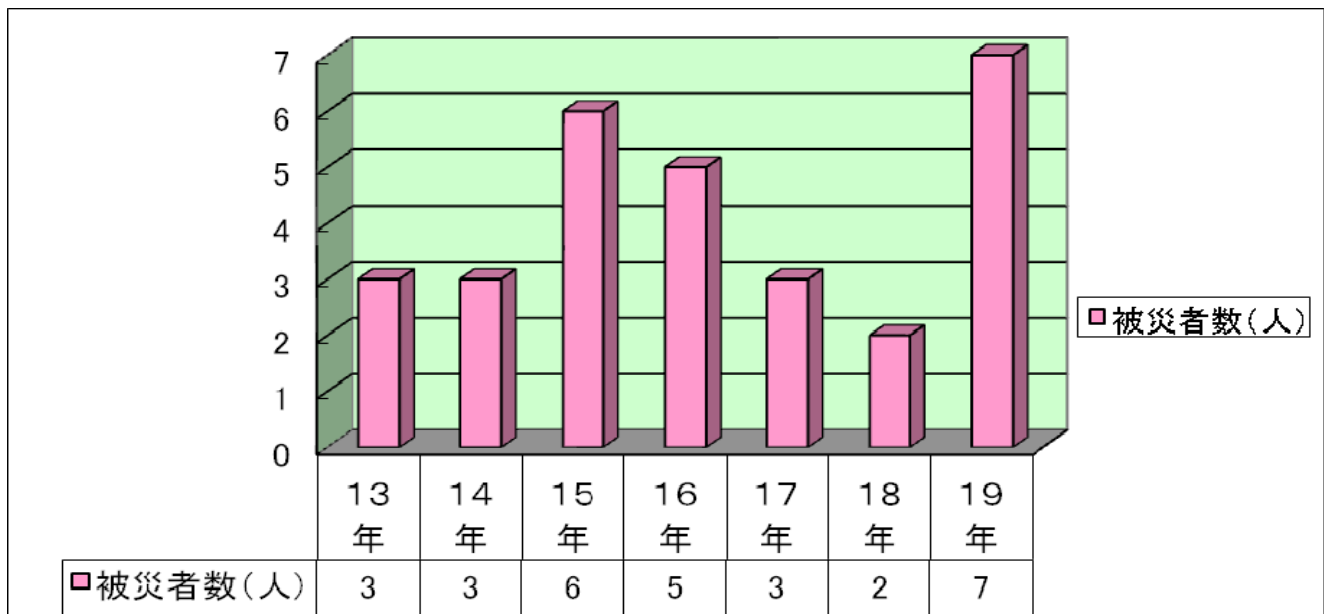
鹿児島労働局及び県内各労働基準監督署では、例年、県内においても熱中症が発生している事例が認められることから、事業場に対して警告していくこととしています。

全国・県内の熱中症による死亡災害発生状況（平成16年～19年分）

（ ）内は内数で、県内の死亡者数

月別 年別	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成16年	0	1	(1) 12	3	1	(1) 17
平成17年	1	3	8	6	5	23
平成18年	0	1	8	8	0	17
平成19年	0	2	(1) 3	11	2	(1) 18
計	1	7	(2) 31	28	8	(2) 75

県内の熱中症による休業災害発生状況（休業4日以上）



（労働基準部安全衛生課）

次世代育成支援対策推進法に基づく認定が決定しました！！

新たな認定企業は、

- 鹿児島信用金庫（鹿児島市）

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・実施し、行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の要件を満たす企業は、「基準適合事業主」として、鹿児島労働局長の認定を受けることができます。

平成19年4月1日から認定申請が始まり、今般4社目になる上記企業が認定を受けました。

認定を受けた企業名一覧は、鹿児島労働局ホームページにおいて掲載中です。

http://www.kagoshima.plb.go.jp/etc/seido/danjyo/kigyo_list.html



認定マーク: 愛称「くるみん」

認定を受けた企業は「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として、上図の認定マーク（愛称「くるみん」）を求人広告、自社の商品やその広告などにつけることができます。

今後も、労働局では、多くの企業において認定を目指した取り組みが行われるようにその趣旨、メリットなどの周知啓発に取り組んでいきます。

（参考）

平成20年7月4日現在

認定申請件数 4 件
認定決定件数 4 件
公表企業数 4 件

企業名	所在地	認定年度
株式会社 鹿児島銀行	鹿児島市	平成19年度
財団法人 慈愛会	鹿児島市	平成19年度
鹿児島相互信用金庫	鹿児島市	平成19年度
鹿児島信用金庫	鹿児島市	平成20年度

注) 認定決定企業のうち、公表することに了解を得た企業のみ掲載しています。
掲載は、認定決定順となっています。

（雇用均等室）

Uターンフェア“かごしま” & 県内就職合同面接会を開催します！

鹿児島県へのUターン希望者及び県内への就職希望者を対象とした「Uターンフェア“かごしま” & 県内就職合同面接会」を開催します。

日時 平成20年8月12日（火）

12：30～16：30（受付12：00～15：00）



場所 かがしま国際ジャングルパーク ベイサイドガーデン
（鹿児島市与次郎1-7-18）

求職者の方へ 対象は、鹿児島県内へのUターンを希望される方及び県内への就職を希望される方です。来春卒業予定の大学・短大・専修学校生等も参加できます。参加料は無料です。事前の申込は必要ありませんが、面接の際は履歴書が必要です。

参加企業 参加企業及びその企業の概要は、[鹿児島県のホームページ](http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/ui/annai/uifea.html)に掲載されています。
<http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/ui/annai/uifea.html>

（職業安定部職業対策課）

「外国人雇用状況の届出」は、全ての事業主の義務です！

施行日前（平成19年9月30日以前）から継続雇用している外国人に係る届出を忘れていませんか？

- 全ての事業主の方に、外国人（特別永住者を除く）の雇入れと離職の際に、その都度、当該外国人の氏名、在留資格等を確認し、ハローワークに届け出ることが義務付けられています。

（届出を怠ると、30万円以下の罰金が課されます）

- また、新規雇入れの場合のほか、施行日前（平成19年9月30日以前）から継続雇用している外国人についても、平成20年10月1日までに、在留資格等を確認の上、同様の届出を行うことが事業主の方に義務付けられています。

（届出を怠ると、30万円以下の罰金が課されます）

[鹿児島労働局ホームページ（外国人雇用対策）](#)

<http://www.kagoshima.plb.go.jp/topics/topics0029k.html>

[厚生労働省ホームページ（外国人雇用対策）](#)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>

- インターネットによる届出も可能です。また、雇用保険の手続の際、併せて行うことも可能です。

[厚生労働省外国人雇用状況報告システム](#)

<https://gaikokujin.hellowork.go.jp/gkjgs/index.jsp>

◇ お問い合わせ

ご不明な点等ありましたら、最寄りのハローワークに、お気軽にお問い合わせください。

（職業安定部職業対策課）

第1回「鹿児島仕事と生活の調和推進会議」を 7月28日に開催

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができないとか、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない、また、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっているとと言えます。

それを解決する取組が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現です。

鹿児島労働局では労使をはじめ県、学識経験者等幅広く意見を求め、仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成の促進を図るため、推進会議を本年度3回開催いたします。

（労働基準部監督課）



（第1回推進会議開催の様子 7月28日）